

議員案第 2 号

虚偽の証言に対する告発について

虚偽の証言に対する告発について別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

提出者 佐野市議会議員 横 井 帝 之

賛成者 佐野市議会議員 鶴 見 義 明

〃 鈴 木 靖 宏

〃 菅 原 達

〃 小 倉 健 一

〃 長 浜 成 仁

虚偽の証言に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のとおり告発する。

1 告発人及び被告発人

(1) 告発人

佐野市議会議長 川 嶋 嘉 一

(2) 被告発人

金 子 裕

2 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第7項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

本市議会は、令和6年12月6日の令和6年第6回佐野市議会定例会において、「指定管理者制度の在り方調査特別委員会」に地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委託し、本件調査のため同項の規定により被告発人を関係人として、令和7年1月24日、2月6日及び13日に証人尋問を行った。

証人尋問において、被告発人は、同条第2項において準用する民事訴訟法に関する法令の規定により宣誓した上で、菅原委員長からの「8月13日に金子市長の指示で、PFI実績のある事業者が入れるよう応募資格の見直しを指示されたこと」についての尋問に対して、「私から指示していない」と証言した。

本件施設の募集要項の変更について、市長の指示があったか否かについては、指示されたとする所管課職員の証言と、指示はなかったとする市長の証言の両者が存在するため、各供述の信用性について以下に記す。

市長から指示を受けたとする所管課職員は「(令和3年8月13日に市長に)呼ばれて行った」「市長からこの表現では駄目だ」「PFI事業というのをうたいなさい」等、市長がPFI要件にこだわっていた旨を証言している

が、これは本特別委員会に提出された同職員が市長に渡した文書（P F I 部分が下線によって強調されている）によって裏付けられている。

また、市長は「私が呼んだのではなくて、所管課職員が来たと記憶している」と証言していたが、同職員は市長に近い上位の役職ではないことから市長に呼ばれて市長室に行くことになったという経緯も自然である。

加えて、同職員の証言内容は具体的かつ詳細であり、現職の職員である証人が偽証罪となり得る虚偽供述を敢えてする動機が見受けられないことも踏まえると同職員の証言は全体的に信用することができる。

この点、市長は「（指示されたと証言する所管課職員について）私から市長室に来てということで求めているではありません」「（事業者からの）質問のことにについて私が判断をする、そのとき立場ではありませんでした」「指示をしたというふうに認識をしてごさいません」「当時の担当副市長のほうには質問の内容について私からこれは変更することが可能なのかという質問をしました」「所管課で協議した結果について了とした」と証言している。

しかし、同職員の役職を踏まえれば市長に呼ばれていないのに市長室に行くというのは不自然である。また、市長が証言するように事業者からの質問について市長が判断する立場になかったとすると、担当副市長に募集要項の変更が可能かについて質問したことや、所管課による協議結果の報告を受けて了承するような行動をしたこと及びP F I 要件について市長の判断が求められていたことを示す文書（同職員が市長に渡したP F I 部分が下線によって強調されている文書）と整合しないことになる。

加えて、決裁権者である同職員が募集要項変更の必要性を認めていない旨を証言し、同職員より上位の決裁権者が「トップを含めた御前会議というのでしょうか、そういうところでの話合いの結果を…（中略）…尊重することに相成りました」と証言している状況において、市長から変更の必要性を強調する発言がないにもかかわらず、募集要項の変更が決定されることは想定し難い。むしろ、決裁書面に押印した者よりも上位の者であり、同職員と本件募集要項の変更について複数回の協議をしていたことから、市長の判断、指示があったと考えるのが自然である。したがって、指示がなかったとする市長の証言は信用できない。

上記のとおり、信用できる現職職員の証言のほか、本件募集要項の変更に

ついて市長と同職員は少なくとも2回は協議していること、本特別委員会に提出された同職員が市長に渡した文書には下線が引かれて強調された箇所があり、強調箇所は募集要項を変更する部分全部ではなくPFIに関する部分のみで、その点を特に市長から判断を受けなければならないと考えて職員が作成していること、及び「担当の副市長には、可能かどうかという質問をさせていただきました」「所管課で協議した結果について了とした」と市長が自ら発言している。よって、上記「私から指示していない」との証言は、地方自治法第100条第9項の規定により虚偽の陳述として、告発を行うものである。

理 由

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された、指定管理者制度の在り方調査特別委員会を実施した証人尋問において金子裕氏の証言に虚偽が認められたことから、同条第9項に基づき、宇都宮地方検察庁に告発する。